㈢　内容の訂正、追加又は削除の求め（３⑴の規定（法第26条第１項）参照）
㈣　利用の停止又は消去の求め（４⑴の規定（法第27条第１項）参照）
㈤　第三者提供の停止の求め（４⑵の規定（法第27条第２項）参照）
エ　当該債権回収会社が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先
オ　当該債権回収会社が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

⑵　債権回収会社は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。
ア　⑴の規定（法第24条第１項）により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
イ　第６．２⑶アからウまでの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合

法第24条第３項の「通知」には、通知を行わない旨に加え、法第28条に従って、その理由を記載することとする。

２　保有個人データの開示（法第25条関係）

⑴　債権回収会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ア　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）
・　反社会的勢力に関する保有個人データであって、当該本人に開示することにより、当該反社会的勢力による業務妨害や従業者への危害を招くおそれがある場合

イ　保有個人データを開示することにより、当該債権回収会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（例）
・　保有個人データを開示することにより、企業秘密にかかわる事項が明らかになるような場合
・　当該保有個人データが債権回収会社等、本人以外の者による本人に関する評価又は判断であって、これを開示することにより、債権管理回収業務における本人たる債務者及び保証人との交渉の実施が著しく困難になるおそれがある場合

ウ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

（例）
・　刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

⑵　本人から開示の求めがあった保有個人データの一部のみが法第25条第１項各号のいずれかに該当する場合には、債権回収会社は、その残りの開示すべき部分については開示を拒んではならない。

⑶　「通知」には、開示しない旨に加え、法第28条に従って、その理由を記載することとする。

⑷　他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し⑴の規定の本文（法第25条第１項本文）に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合には、⑴の規定（法第25条第１項）は、適用しない。

⑸　委託を受け又は他に委託して債権の管理回収を行う場合、本条の開示義務が委託者と受託者のいずれにあるかは、委託者と受託者の契約関係において受託者に個人データの開示又は内容の訂正等を行う権限が与えられているかどうかによる。したがって、受託者が当該権限を与えられている場合には、委託者及び受託者の双方に開示義務があり、受託者が当該権限を与えられていない場合には、委託者のみに開示義務がある。

３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）

⑴　債権回収会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

なお、「訂正等」の対象には、評価又は判断に関する保有個人データは含まれない。

⑵　債権回収会社は、⑴の規定（法第26条第１項）に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そういった場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも、同様とする。

また、訂正等を行わない場合の「通知」には、訂正等を行わない旨に加え、法第28条に従って、その理由を記載することとする。

４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）

⑴　債権回収会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第４．３の規定（法第16条）に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は第６．１の規定（法第17条）に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

⑵　債権回収会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第８．１及び２の規定（法第23条第１項）に違反して第三者に提供されている（同意のない第三者提供等）という理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

⑶　債権回収会社は、⑴及び⑵の規定（法第27条第１項及び第２項）の求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、その求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。